

災害協定(今回公募)及び緊急巡回協定(H17.4締結)について

◆今回公募し改定する災害協定

- (1) 名 称 災害時における災害応急対策に関する協定
- (2) 目 的 この協定は、地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期出来ない災害等において被災し応急対策を実施または歩道等の除雪作業を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、その確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 業 務 内 容 協定の業務内容は、所管施設の被害状況の把握と報告、並びに甲の指示する当該被災所管施設の緊急措置、道路啓開及び応急復旧、降雪時における歩道等の除雪等を実施するものとする。

※上記協定に基づく具体的な内容は以下の通りである。

- 緊急措置・・・ 道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置、また、危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。
- 道路啓開・・・ 緊急車両の通行確保(原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置)を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去や、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。
- 応急復旧・・・ 道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。
- 降雪時除雪作業・・・ 降雪時における歩道及び横断歩道橋等における除雪・排雪・凍結防止剤の散布、及び甲の指示に基づく作業を実施する。

◆H17.4に各協会と締結した協定

- (1) 名 称 大規模地震時における緊急巡回活動に関する協定
- (2) 目 的 この協定は、大規模地震時における管内の被害情報を、民間企業の協力を得て迅速な収集を行い、初動時の対応が円滑に実施できることを目的とする。
- (3) 業 務 内 容 東京23区において震度6弱以上(震度5強は事務所長からの要請)の地震が発生した場合に、各社の担当区間の被害状況を確認し、その結果を報告してもらうものである。

※ 今回公募する災害協定とH17.4に協会と締結した協定につきましては、協定内容が異なるものであり、協力を頂ける各社様と東京国道事務所との協定締結となるものです。
ご協力を頂ける各社様の応募をお待ちしておりますので、よろしくお願い致します。